

課税評価漏れの家屋について

令和3年4月23日

1 概要について

平成4年に建築された町内家屋1棟について、未評価で課税漏れがあったことが判明しました。課税漏れ額は、合併前の旧大山町からの28年間で約136万円となります。

2 原因について

令和2年7月14日付で所有権移転登記のあった町内家屋について、当該家屋が課税台帳上に存在せず、調査等の結果、平成4年に新築の所有権保存登記がされていたにも関わらず、合併前の旧大山町において家屋評価が行われず、今日まで課税漏れとなっておりました。

すでに、新しい所有者の方へは、直接出向いて当該家屋が未評価で課税漏れの状態にあり、新たに固定資産税、不動産取得税及び住民税（家屋敷課税）が発生することをお伝えするとともに、お詫び申し上げます。

また、家屋調査にもご理解とご協力をいただき、先般実施したところです。

3 今後の対応について

令和3年度固定資産税納税通知書の発送の前に、改めて納税義務者の方へお詫び申し上げるとともに、納税額等の説明を行い、納付のご理解をお願いする予定です。

4 再発防止策について

現地調査や建物建築に係る関連部署との連携により、新築家屋の評価漏れがないようにします。